

# 定 款

ミアヘルサ株式会社

(令和元年 8 月 29 日)

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ミアヘルサ株式会社と称し、英文では Miahelsa Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 薬局の経営
2. 医薬品、医薬部外品、医療衛生用品、医療用具、コンタクト、計量器、化粧品、飲料水 の製造販売
3. (1)介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業  
(2)介護保険法に基づく次の居宅サービス事業を行う
  - ①訪問介護
  - ②訪問入浴介護
  - ③訪問看護
  - ④通所介護
  - ⑤特定施設入居者生活介護
  - ⑥福祉用具貸与
  - ⑦特定福祉用具販売
  - ⑧住宅改修に伴う保険給付関連手続き
  - ⑨居宅療養管理指導  
(3)介護保険法に基づく次の地域密着型サービス事業を行う
  - ①認知症対応型通所介護
  - ②小規模多機能型居宅介護
  - ③認知症対応型共同生活介護
  - ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ⑤看護小規模多機能型居宅介護
  - ⑥地域密着型通所介護  
(4)介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業を行う
  - ①介護予防訪問入浴介護
  - ②介護予防訪問看護
  - ③介護予防特定施設入居者生活介護
  - ④介護予防福祉用具貸与
  - ⑤介護予防特定福祉用具販売
  - ⑥介護予防住宅改修に伴う保険給付関連手続き
  - ⑦介護予防居宅療養管理指導  
(5)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (6)介護保険法に基づく次の地域密着型介護予防サービス事業を行う
  - ①介護予防認知症対応型通所介護
  - ②介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ③介護予防認知症対応型共同生活介護

- (7) 介護保険法に基づく地域支援事業
  - (8) 介護保険法に基づき行政から委託を受け運営する地域包括支援センター
  - (9) 保険給付外福祉用具貸与
  - (10) 保険給付外福祉用具販売
  - (11) 住宅改修事業に伴う保険給付外関連手続き
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業
  5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
  6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
  7. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
  8. 老人福祉センター的事業
  9. サービス付き高齢者向け住宅事業
  10. 介護職員、ケアマネジャー等の人材育成のための教育事業
  11. 高齢者の心身機能の低下を予防するための自立支援事業
  12. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業
  13. 高齢者・障がい者等への介助活動
  14. 健康保険法に基づく訪問看護
  15. 特定健康診査
  16. 特定保健指導
  17. がん検診
  18. 健康診査
  19. 生活機能評価
  20. 訪問鍼灸・マッサージ事業
  21. 配食サービス宅配業
  22. 日用雑貨品の販売
  23. コンピューターソフトの製作、開発、販売事業
  24. 制作・印刷業
  25. 認可保育所事業
  26. 東京都認証保育所事業
  27. 企業内及び病院内等の保育所運営委託事業
  28. 給食用食糧品の販売
  29. 給食用食器の販売
  30. 全酒類の小売業
  31. 各種惣菜の販売
  32. 飲食業の仕入れ・販売ならびに飲食店経営
  33. コンビニエンスストアの経営
  34. 煙草の小売業
  35. 不動産賃貸業
  36. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7, 760, 000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行  
使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社にお

いてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社が発行する株式の種類ならびに株主名簿、及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および

連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

### (取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役の責任免除)

第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

### (取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時まで

とする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合をのぞき、監査役全員の過半数をもって行なう。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会議事録には、議事の経過の要領及びその結果、ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 前項の株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

- 第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき会計監査人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

- 第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

- 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上